

旅券及び証明を申請する際の戸籍謄（抄）本の取扱いについて
（「戸籍電子証明書提供用識別符号」の利用開始）

令和7年（2025年）3月7日

3月24日（月）から、旅券及び証明を申請する際に必要書類とされている戸籍謄（抄）本は、「戸籍電子証明書提供用識別符号」で代用が可能となります。

- 1 本年3月24日（月）午前0時（予定、ギリシャ時間）から、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されます。
- 2 これにより、旅券の申請及び戸籍謄（抄）本の提出を必要とする証明の申請（例：パスポートの新規申請や婚姻証明など）において、申請者が「戸籍電子証明書提供用識別符号」（以下「符号」）を当館に提出する場合は、当館側で戸籍電子証明書（電子的に戸籍情報を証明したもの）を確認することが可能となるため、紙の戸籍謄（抄）本の提出が不要になります（従来どおり、紙の戸籍謄（抄）本での提出も可能です。）。
- 3 「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード（16桁の数字、有効期間3か月）で、取得方法は次のいずれかです。
 - ① 市町村窓口で取得（有料）※詳細は市町村のHP等でご確認ください。
 - ② マイナンバーカード保持者は、マイナポータルに登録の上、マイナポータル上で取得（無料）
※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、3月24日に以下サイトに公開予定
<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0236.html>
- 4 「符号」の提出方法は、当館窓口またはオンライン上のいずれかです。
 - ① 当館窓口で申請する場合は、符号が記載された紙（手書きでも可）を提出
 - ② 「在留届オンライン（ORR ネット）」を利用したオンライン申請をする場合は、オンライン上の申請画面で「符号」を入力、または窓口でも提出可（①と同様）

（参考）

●旅券のオンライン申請

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004039.html

●証明のオンライン申請

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html

●国外転出者向けマイナンバーカードについて

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/maina.html>

問い合わせ先

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

電話：210-670-9910, 9911 メール：consular@at.mofa.go.jp